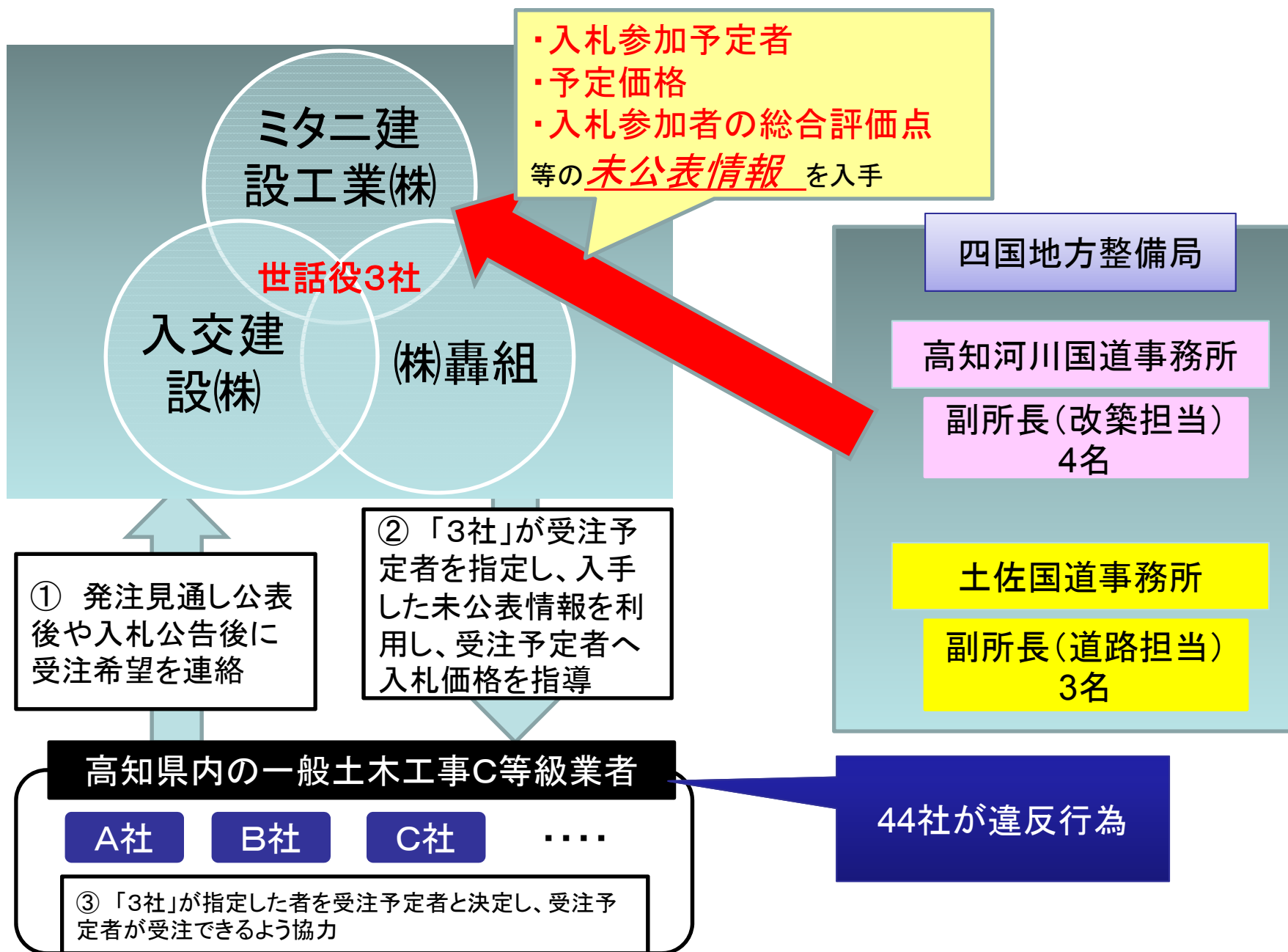


高知県内談合事案の概要



受注調整

高知県内の一般土木等工事で44社が遅くとも平成20年4月以降、受注価格の低落防止等を図るため、「世話役」が指定した者を受注予定者としていた。

排除措置命令

平成24年10月17日 違反行為者37社に独占禁止法違反で排除措置命令

入札談合等関与行為

土佐国道事務所と高知河川国道事務所の現職の副所長が、「世話役」である会社の代表取締役社長の求めに応じて、入札参加業者名、評価点、予定価格等の未公表情報を教示していた。

国土交通省に官製談合防止法を適用

- 再発防止対策などの改善措置要求
- 入札談合関与行為の再発防止を確実にする改善措置を講ずるよう要請

損害賠償請求

請求相手	件数	請求額(元本)
元副所長7名	56件	294,406,481円

※事業者との連帯債務

懲戒処分

- ①土佐国道 4副所長(改築担当) : 懲戒免職
- 高知河川国道 3副所長(道路担当) : 懲戒免職
- ②高知河川国道 3副所長(河川担当) : 停職6ヶ月
- ③局長ら上司 7人 : 訓告

在宅起訴

平成25年12月27日 高知地方検察庁

元副所長、建設会社元役員ら計8人を官製談合防止法違反などで在宅起訴

平成26年 4月22日 高知地裁(判決公判)

判決 土佐国道事務所 副所長 懲役1年10月執行猶予4年(求刑懲役1年10月)

高知河川国道事務所副所長 懲役1年6月執行猶予4年(求刑懲役1年6月)

課徴金納付命令

公正取引委員会 課徴金総額 37社 17億5548万円

課徴金減免制度適用事業者 1社 免除
1社 30%

指名停止

国土交通省 41社 2.5ヶ月から11ヶ月(四国地方整備局管内)
28社 2ヶ月から8ヶ月(他の発注機関)

損害賠償請求

国土交通省

請求相手	件数	請求額(元本)
事業者39社	74件	327,238,078円

違約金

国土交通省 請負代金額の1/10相当額 総額約 33億7100万円

* 審判請求により課徴金納付命令が確定していない工事等については確定後請求を行う予定。
(平成25年7月26日現在)